

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「副参事」の下に「及び報道幹」を加え、「以下第八条」を「第八条」に改める。

第八条第一項中「報道幹、」を削り、「教育指導幹」の下に「、企画幹」を加える。

第十二条第一項第二号中「主務部長」の下に「（本局の参事の職務として指定された事項に係る事案については、本局の参事）」を加え、同項第三号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改め、同条第二項第一号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改める。

別表第一第一号教育委員会決裁事項の欄中2を削り、3を2とする。

別表第一中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

<p>十一 教育委員会 の本局の職員の 任免その他の人 事を行うこと。</p>		<p>地方公務員の育 児休業等に関する 法律（平成三年法 律第百十号。以下 「育児休業法」と いう。）第十九条の 規定に基づき、副 教育長、本局の参 事、部長、参事付 の副参事及び報道 幹の部分休業を承 認し、又はその承 認を取り消すこ と。</p>	<p>育児休業法第十 九条の規定に基づ き、高校改革統括 監、副部长、部の 参事、部付、課長、 副参事（参事付の 副参事を除く）、 教育事務所長及び 県立教育機関の長 の部分休業を承認 し、又はその承認 を取り消すこと。</p>
---	--	---	--

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄2中「部付」の下に「（職務の級が行政職給料表の八級以上の職員に限る。）」を加え、同号教育長専決事項の欄12中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）」を加え、同欄14中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同号部長専決事項の欄8中「副参事」の下に「、報道幹」を加え、「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）」を加え、同表に次の二項を加える。

<p>生涯学習 推進課</p>	<p>社会教育主 事の資格認定 を行うこと。</p>	<p>文化財保護 法（昭和二十五 年法律第二百 十四号）第百十 条第一項の規</p>	<p>手続法第五 条第一項の規 定に基づき、審 査基準を定め ること。</p>	<p>文化財・ 博物館課</p> <p>一 国の史跡 名勝天然記 念物に係る 仮指定、仮指 定の解除等</p> <p>文化財保 護法第百十 条第一項の規 定に基づき、教 育委員会が行</p>
---------------------	------------------------------------	--	---	---

<p>を行うこと。</p>	<p>定に基づき、史 跡名勝天然記 念物の仮指定 を行うこと。</p>	<p>勝天然記念 物の仮指定 を解除するこ と。</p> <p>2 手続法第 五条第一項 の規定に基 づき、審査基 準を定めるこ と。</p> <p>3 手続法第 十二条第一 項の規定に 基づき、処分 基準を定め ること。</p>	<p>うこととされた 事務を処理す ること。</p>
<p>二 県の文化 財に係る指 定、指定の解 除等を行う こと。</p>	<p>1 埼玉県文 化財保護条 例（昭和三十 年埼玉県条 例第四十六 号。以下この 項において 「条例」とい う。）第五 条第一項、第 十条第一項、 第二十六条 第一項、第三 十一条第一 項、第三十六 条の二第一 項及び第三</p>	<p>1 手続条例 第五条第一 項の規定に 基づき、審査 基準を定め ること。</p> <p>2 手続条例 第十二条第 一項の規定 に基づき、処 分基準を定 めること。</p>	<p>1 条例第十 四条第一項 及び第三十 五条第一項 の規定に基 づき、現状変 更等を許可 すること。</p> <p>2 条例第十 四条第三項 及び第四項 （第三十五 条第三項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 に基づき、許</p>

<p>三 博物館の登録等を行うこと。</p>	<p>十七條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は選定を行うこと。</p> <p>2 條例第六條第一項、第二十一條第一項、第二十七條第一項、第三十二條第一項、第三十六條の三第一項及び第三十八條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は認定の解除を行うこと。</p>	<p>1 手続法第五條第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続法第十二條第一項の規定に基づき、処分基準を定め</p>	<p>1 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下この項において「法」という。）第十三條第一項の規定に基づき、博物館の</p> <p>可に係る現狀変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p>
------------------------	--	--	--

<p>四 銃砲刀剣類の登録等を行うこと。</p>	
<p>1 手続法第五条第一項の規定に基</p>	<p>ること。</p>
	<p>登録を決定し、法第十四条第二項の規定に基づき、申請者に通知すること。</p> <p>2 法第十九条の規定に基づき、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。</p> <p>3 法第三十条第一項の規定に基づき、博物館に相当する施設を指定すること。</p> <p>4 法第三十条第二項の規定に基づき、博物館に相当する施設の指定を取り消すこと。</p>

		2 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。	づき、審査基準を定めること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄10中「校長」の下に「負担法第一条に規定する職員のうち特別支援学校の職員及び」を加え、「者」を「職員」に改める。

別表第二市町村支援部の表生涯学習推進課の項及び文化資源課の項を削る。
別表第三第二号事務の種類の中「教育事務所等」を「教育事務所又は教育機関」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号事務の種類の中「(次項において「教育事務所等」という。）」を削り、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 教育事務所及び教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。	育児休業法第十九条の規定に基づき、職員（教育事務所長及び教育機関の長を除く。）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。
---------------------------------	---

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。